

国の主張 「ばらつき」と「不確かさ」を重ねて考慮する必要はない

裁判長の指示 ① 国が依拠する「川瀬報告書」が作られた経緯を示すこと

② 「川瀬報告書」と同じ考え方で設置変更許可が
されたのなら、それを裏付けるものを提出すること

「ばらつき」と「不確かさ」の両方を考慮せよとの主張を広め、年度内の勝訴をかちとろう！



次回第 35 回法廷：9 月 16 日（水）11:30 大阪地裁 202 号法廷
（傍聴券の抽選がある場合は、分かり次第お知らせします）

7 月 7 日、国相手の大飯原発止めよう裁判の法廷が大阪地裁で開かれた。5 月 12 日の法廷が延期となったため、前回 3 月 16 日から約 4 か月ぶりの法廷となった。3 月法廷と同様に傍聴席は間を 2 席ずつ空け、座席数が 34 名に制限され、傍聴は抽選になった。その結果、原告・支援者は、30 名弱が傍聴した。抽選に外れた人も含め、法廷後、報告・交流会を開催した。法廷に先立ち午後 2 時から進行協議が行われ、法廷は 3 時から開かれた。



◆原告側は国の書面を批判：「ばらつき」と「不確かさ」の両方を考慮すべき

今回から新しい裁判長、左陪席に代わった。裁判長は、原告準備書面（36）、（37）、被告第 33 準備書面、関電準備書面（3）、そして証拠の書面を確認した。原告甲 221 号証は、基準地震動の過小評価について原告らの主張を詳細に述べた、小山英之原告共同代表の陳述書である。

原告弁護士は、準備書面（37）の要旨を次のように陳述し、被告第 33 準備書面に反論した。

まず、国の主張は、伊方最高裁判決の「万が一にも起こらないようにするため」「十分な審査を行わせる」との原則に背理するものだと批判した。さらに、ばらつき問題について、「裁判所が・・・科学的技術的問題について深く立ち入って・・・判断することは、そもそも司法の審査能力を超える疑いが強い」との国の主張は、一線を踏み外したものと厳しく批判した。ばらつきの問題は、「被告が自ら定めた地震動審査ガイドで新たに設置した明文の適用を認めるかどうかの問題である」と締めくくった。

次に、被告が「ばらつきの考慮」と「不確かさの考慮」の 2 つを混同させようとし、さらにこの 2 つの重ね合わせを考慮するのは誤りだと主張していることに、次のように反論した。

2 つの混同に対して、福島原発事故後、地震動審査ガイドの案が検討される過程で、両者を併記する時期を経て、両者を明確に区別するに至った経緯を、別紙「ばらつきと不確かさ」（原告準備書面（37）p.13）で示した。最終的に 2013 年 6 月 19 日に制定されたガイドで「その際、経験式は平均値として地震規模を与えるものであることから経験式が有するばらつきも考慮する必要がある」との記述に確定したものであり、被告が「ばらつきの考慮」と「不確かさの考慮」の区別を無視するのは誤りだと批判した。また内容的にも、ガイドでは不確かさとして「震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置・大きさ、・・・」を挙げており、「経験式の有するばらつき」とは、異なるものであると指摘した。

したがって、「ばらつき」と「不確かさ」の両方を考慮すべきことは当然であると主張した。

◆裁判長は、国に対して「川瀬報告書」の作成経緯等を明らかにするよう求める

続いて裁判長は確認したいことがあるとして、次の2つの点を国に求めた。

1つ目は、国が証拠として出した川瀬報告書（乙235号証「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」京都大学防災研究所社会防災研究部門 特任教授川瀬博）がどういう経緯で作成・提出されたのか説明すること。

2つ目は、本件設置変更許可処分は、川瀬報告書と同じ考えに基づいてなされたと主張しているのか。そうなら、それを裏付けるものを出すこと。

（進行協議で、この2つの点について裁判長は、次のように問うた。

1月30日の進行協議で裁判長は、「被告は、少なくとも標準偏差を加えても設置許可基準規則4条3項を満たすことを示すべきではないか、ばらつきについての主張をあらためて書くように」と指摘していた。これに対して国が提出したのが第33準備書面である。その中で、「地震動審査ガイド第2文の記載について、経験式で得られた地震規模の値に更に上乘せすることを求めるものと解釈することは不合理である」との主張を、川瀬報告書に依拠して行っているようだが、本当にそうなのか。川瀬報告書は令和元年（2019年）11月29日付の「規制庁請負調査報告書」である。裁判所の指摘の2ヶ月前のこの報告書は、裁判所の指摘と関係があるのか。この報告書は、どういう経緯で作成・提出されたのか。さらに、この報告書の1年半前の大飯3・4号の設置変更許可処分（2017年5月24日付）が、この報告書と同じ考えに基づいてなされたと主張しているのか。そうなら、それを裏付けるもの（審査の議事録など）を出すように。）

これ以外については、主張は一通り提出されたということでよいかと問い、国は、原告準備書面（35）以降の内容について積み残しの反論があるとして、準備書面を出したいと述べた。

裁判長は、国に対し書面は8月31日までに提出することを求め、次回期日を9月16日午前11:30から、進行協議は10:30から行うと述べた。「原告から反論があればもう1度法廷を開き、その次に終結が考えられると述べて、法廷を閉じた。

（進行協議で、小山陳述書について裁判長は、非常に細かく丁寧な内容であるため、反対尋問がどうしても必要ということがない限り行わなくて良いとの考えを示していた。）

◆報告会：「ばらつき」と「不確かさ」の両方を考慮すれば、現行基準地震動を大きく超える～年度内の勝訴を目指して争点への理解を広めよう～

報告・交流会には、法廷に入れなかった人も含め約35名が参加した。

まず、原告弁護士から、上記のように法廷で裁判長が国に求めた2つの点など、進行協議の内容について報告があった。

また弁護士は、裁判長が交代したが、裁判官の合議としての判断は変わらないのではないかと、裁判体として裁判資料をよく読んでいると指摘した。

次に小山原告団共同代表が、入倉・三宅式がもつ「ばらつき」と地震動の評価の「不確かさ」の両方を考慮すべきことについての次のように解説した。

国は今回、原告が主張しているように、標準偏差を考慮して地震規模 M_0 が2.41倍になること、加速度が2.41の1/3乗倍=1.34倍になることは認めた。しかしその適用対象（何の1.34倍か）が異なる。原告は不確かさ考慮の短周期1.5倍ケースの現行最大加速度856ガル（現行の基準地震動）に1.34倍して、1150ガルになると主張している。他方で国は、不確かさ考慮なしの基本ケースの606ガルに1.34倍し、812ガルにしかならないと主張している。しかし、審査ガイドでは、「不確かさ」は「ばらつき」とは別の項目で規定されており、それぞれ考慮す

べきだ。短周期 1.5 倍ケースは、新潟県中越沖地震で起こった、地盤による地震波の増幅効果を考慮するもので「ばらつき」とは無関係だ。「ばらつき」と短周期 1.5 倍の「不確かさ」を同時に考慮すれば 1150 ガルとなり、現行の基準地震動を上回り、大飯原発の耐震安全性はなりたない。

さらに、大飯 3・4 号炉だけでなく、すべての原発で審査ガイドのこの記述が守られていないので、すべての原発で原発を止めて地震動評価をやり直せということになる。特に老朽原発の再稼働にとって、これは大きな問題になると強調した。最後に「年度内の勝訴を目指して争点への理解を広めよう」と呼びかけた。

◆交流会

▶福島第 1 原発の汚染水放出反対の声が広がっている：全漁連と福島県漁連の「断固反対」特別決議、福島県の 19 市町村議会の反対の意見書等の可決、国連人権専門家のコロナ感染危機の下で決定をするべきでない等の日本政府への要求が続いていることが報告され、パブコメを出そうと呼びかけがなされた（締め切りはその後 7 月末まで延長）。

会場では、「コープ自然派」のトリチウム水海洋放出反対・六ヶ所再処理工場稼働反対の特別決議（6 月 29 日付）も配布された。

▶京都府が行った放射性物質拡散予測を撤回させよう：京都府は予測の結果、京都府 UPZ（30 キロ圏内）は「避難の必要なし」としている。これは、内閣府の想定する放射性セシウム 137 の最大放出量 100 テラベクレルに基づくもので、福島原発事故の放射能放出率割合と比べると約 60 分の 1 の過小評価だ。福島原発事故並みでは、UPZ の避難基準「20 μ SV /時」を超え、避難が必要になる。避難計画を案ずる関西連絡会として、7 月 10 日に京都府に予測の撤回を申し入れるとの紹介があった。

▶関電株主代表訴訟 6 月 23 日提訴と、6 月 25 日株主総会の報告：代表訴訟では、社長など現取締役・監査役も含めて訴えている。関電が起こしている裁判では、対象は辞任した旧役員のみで、関電には自ら刷新する気はない。代表訴訟が、新しい関電にすることにつながると考えている。株主総会では、今回異例なことに森本社長の選任に対して反対が 4 割もあった。関電は大阪の検察からの天下り先になっている。刑事告発とともに裁判への支援を呼びかけた。

▶コロナ感染拡大のもとで関電原発の運転差止仮処分申立て報告：福井の方から、5 月 18 日に、福井から 3 名、関西から 3 名が申立て人となって仮処分を提訴した報告があった。避難で「三密」状態になるので、避難は不可能だ。事故になったら、海・山・田・畑は汚染され元に戻ることはなく、住むところがなくなることを福島原発事故は示した。原発を止めることが大事と思って訴えたと述べた。申立てに加わっている避難者の方は、コロナが終息するまで原発を止めることは企業の社会的責任だと述べ、7 月 21 日第 1 回審尋、大阪地裁前集会（13：00～）と審尋後の報告会（14：00～）への参加を呼びかけた。

司会から、関電の日置川立地事務所が閉鎖されたとの「核のゴミはいらん日置川の会」からのお知らせ（7 月 1 日）*を紹介した。裁判の内容を広め、次回法廷に多数参加をと呼びかけ、終了した。

*http://www.jca.apc.org/mihama/nuclear_waste/hikigawa20200701.pdf

2020 年 7 月 18 日 おおい原発止めよう裁判の会事務局